

成年年齢引下げに関する高校生向け法教育リーフレットについて情報
提供いたします。

事務連絡
令和6年10月16日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社事務主管課

} 御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

成年年齢引下げに関する高校生向け法教育リーフレットの活用について

平素から法教育に関する施策につきまして、格別の御理解と御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたこと等に伴い、法を主体的に利用することができる力を養う法教育の必要性は、ますます高まっています。特に、若年者の消費者被害防止に向けた実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっているところ、法教育は、契約や消費者保護の前提となる私法の基本的な考え方を理解する上で必要不可欠なものです。

こういった背景を踏まえ、高校生を対象とした、契約や私法の基本的な考え方、権利・義務の主体として能動的に行動することの意義、法的なものの考え方等を学ぶためのリーフレットを作成しております。

本リーフレットについては、後記のとおり法務省ホームページで公開しておりますので、御活用いただけますと幸いです。

また、本リーフレットによる学習効果を高めていただけるよう、①本リーフレットの内容に関する専門家（法学者、弁護士、司法書士）の解説動画、②本リーフレットの内容に関する確認テスト、③本リーフレットを使用した授業の実践例に関する動画等を作成し、こちらも後記のとおり法務省ホームページで公開しております。

本リーフレットに関する御意見や、法教育に関する御要望等がございましたら、以下の連絡先まで御連絡ください。

各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれでは、所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この分において同じ。）及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれでは、所管の高等学校等に対し、各都道府県私立学校事務

主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対し、附属学校を置く各國公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の高等学校等及び学校設置会社に対し、本件について、周知いただきますようよろしくお願ひします。

【参考】

●高校生向けリーフレット

[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_ko
ukouseimukeleaflet.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_kokouseimukeleaflet.html)



●高校生向けリーフレットに関する各種コンテンツページ

※確認テスト及び専門家（法学者、弁護士、司法書士）による解説動画を掲載しています。

[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_se
inennenrei.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_se
inennenrei.html)



●東京都立蒲田高等学校における法教育授業実践例の動画

<https://youtu.be/wRiRgAMPc9s>



●法教育授業を実践した東京都立蒲田高等学校教諭及び同校生徒へのインタビュー動画

https://youtu.be/5CBz_TghbhM



【本件連絡先】

(事務連絡の内容について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

電話：03-5253-4111（内線 2565）

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(教材等の内容について)

法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第二係

電話：03-3580-4111（内線 2362）

E-mail : houkyouiku@i.moj.go.jp

法務省司司第528号
令和6年10月2日

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長 武藤久慶 殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 早渕宏毅
(公印省略)

高校生向けリーフレット送付中止及び活用の周知について（依頼）
平素から法教育に関する施策につきまして、格別の御理解と御高配を賜り、誠に
ありがとうございます。

法務省では、法律専門家ではない一般の方々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための法教育の普及・推進に関する取組を行っています。その取組の一環として、成年年齢の引下げを踏まえて、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けリーフレット「18歳を迎える君へ」を令和2年度に作成し、令和5年度にかけて全国の高等学校等に配布いたしました。

今般、法務省において、本リーフレット配布方法の見直しを行い、令和6年度以降は、全国の高等学校等への本リーフレット郵送配布を取りやめる運びとなりました。

本リーフレットは、法務省ホームページで公開しておりますので、引き続き御活用くださいますようお願いいたします（下記URL参照）。

また、リーフレットの内容等を説明した資料も作成いたしましたので、学校におけるリーフレットの活用促進に向けて御協力いただけますと幸いです。

お手数をおかけいたしますが、貴省におかれましては、各都道府県教育委員会等並びに各都道府県教育委員会等を通じた所管・所轄の学校等に対し、本件について周知いただきたく、お願い申し上げます。

[高校生向けリーフレットに関する法務省ホームページ]
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html

【担当】法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第二係
電話：03-3580-4111（内線2362）
e-mail：houkyouiku@i.moj.go.jp



法教育マスコットキャラクター
「ホウリス君」

18歳を迎える君へ

2022年(令和4年)4月某日

契約について
学ぼう



「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいいます。

ノリコ (17歳)

私、いつか留学したいから英会話を習うことになったの。明日、体験レッスンに行くのよ！

ツカサ (18歳)

僕も海外旅行とかに興味あるんだ。一緒に行っていいかな？

英会話教室

どうします？入会しますか？

今日入会すればリスのぬいぐるみがもらえますよ♪

私、入会する！入会金も払っちゃおう！

ちょっと家から遠いけど…ノリコさんが入会するなら僕も！

2週間後

ノリコさん今日は初レッスンだね！

私、やっぱり別の英会話教室に行くことにしたの！ 支払った入会金も返してもらったわ。

えー！！

ノリコさんが行かないなら僕も…。

やっぱりやめます。入会金を返してください。

契約書をよく見てね！

**入会金 20,000円
月謝 10,000円**

*退会した場合ごも入会金はお返ししません。

あれっ…？でもノリコさんはどうして入会金を返してもらえたんだろう？

それはノリコさんが17歳だからだよ！

ボクはホウリス君!! これから詳しく説明するよ!!

…ホントだ!! 書いてあるー!!

ぬいぐるみがしゃべったー!!

それは残念ね。でも入会金は返せないよ！

詳しくは次ページへ

1 18歳と17歳で何が違うの?

法律が改正され、「成年」となる年齢が18歳に変わりました。
成年になると未成年者取消しはできなくなります。



民法の改正

2018年(平成30年)6月に、成年年齢を18歳に引き下げるなどをする法律*が成立しました。

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。※「民法の一部を改正する法律」

改正前
民法第4条
年齢20歳をもって、成年とする。

改正後
民法第4条
年齢18歳をもって、成年とする。

ノリコ 17歳 未成年

ツカサ 18歳 成年

同じ高校生でも
18歳の僕は「成年」で、
17歳のノリコさんは
「未成年」なのか!!

契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第5条第1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

民法第5条第2項

前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

私は親に相談しなかったから、
英会話教室への入会を親に
取り消されちゃった!!だから、
入会金が返ってきたの。

※契約を結ぶことなどを
「法律行為」といいます。
おこづかいや仕送りの範囲
なら一人でも契約できます。



18歳は「未成年者取消し」の対象にならないのか…。
消費者トラブルに巻き込まれたりしないかな…。



確かに注意は必要だけど、
いいこともたくさんあるよ!
社会には人生を豊かにする契約が
たくさんあって、成年になれば、
それを自分の判断で決めることが
できるんだ!

身近な契約の例



成年になると、今までよりももっと自由に、そして主体的に社会に参加できるようになります。その手段のひとつが「契約」です。

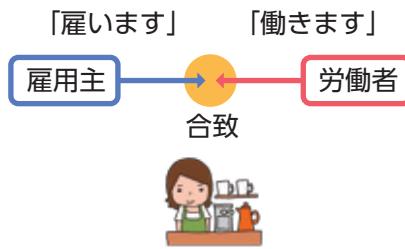
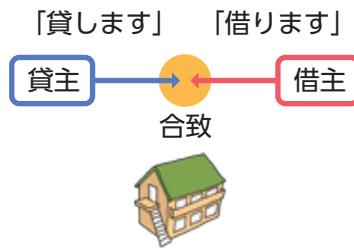
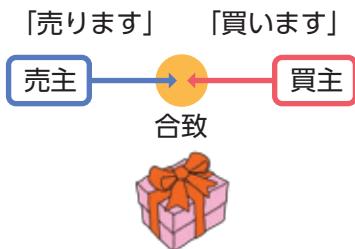
自信をもって社会で活躍できるよう「契約」について一緒に勉強していきましょう!!

2 契約の基本について学ぼう

私たちは、毎日の生活の中で、色々な契約を結びます。
契約自由の原則についてしっかり頭に入れましょう。



契約は、**当事者双方の意思表示**（考え方を表すこと）が**合致すること**によって成立するものです。



契約自由の原則

契約は**当事者の自由な意思に基づいて結ぶ**ことができます。当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。これを**契約自由の原則**といいます。

「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、当事者は自由に決めることができます。

サッカー選手の年俸はそれぞれ違うけど、あれは選手ごとにチームとの契約の内容が違うってこと？



そのとおり!! 選手とチームが交渉して、契約を結ぶか、また結ぶとしてどんな内容にするかを決めるんだ。



私も美容室を選ぶときは、料金やサービスを見比べて選ぶけど、それも契約自由の原則と関係あるの？

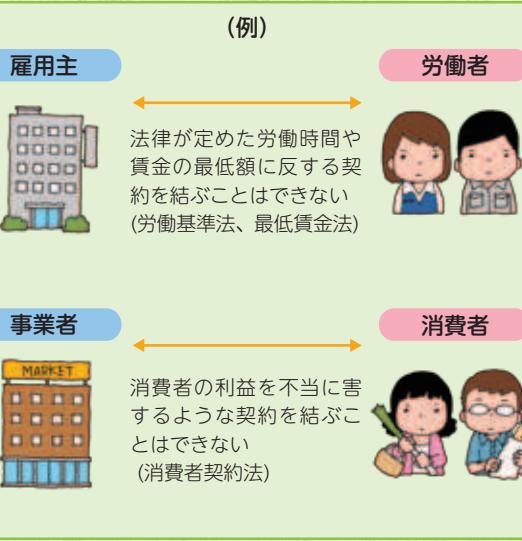


そうだよ。この原則があるから、いろいろな選択肢の中から、自分の目的や条件に合ったものを選んで契約することができるんだ。

契約自由の原則の例外

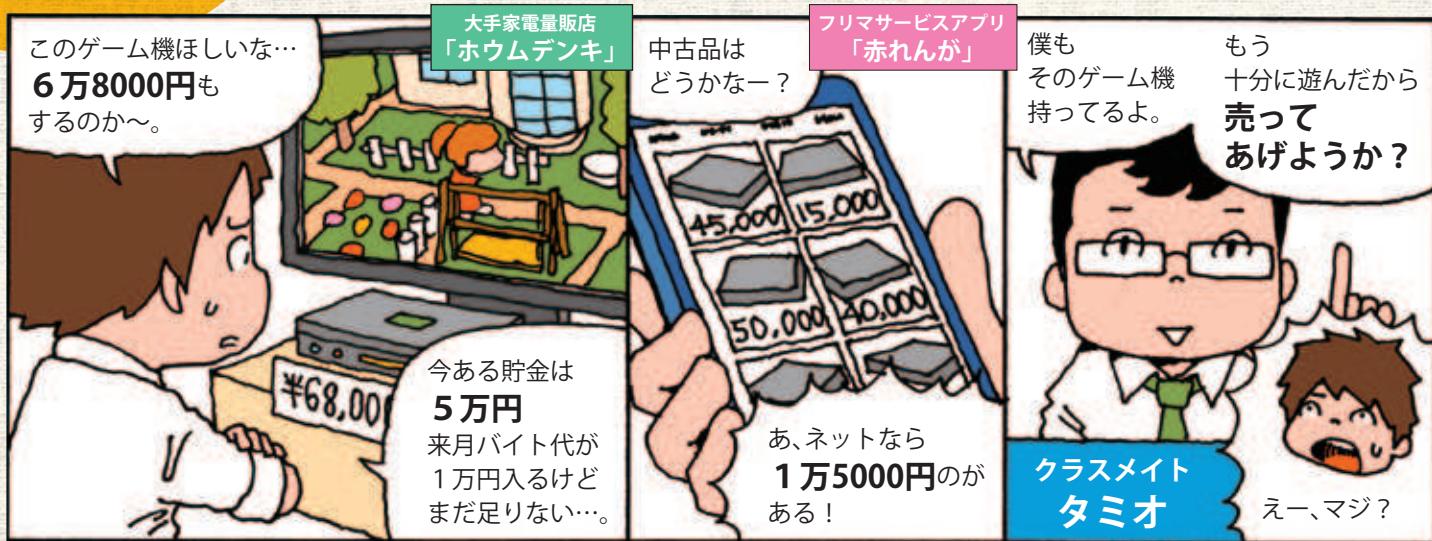
契約を結ぶ当事者の中には、「雇用主と労働者」、「事業者と消費者」など、必ずしも対等な関係とはいえないものがあります。このような関係において「契約自由の原則」を貫くと、力のある者に有利な契約ばかりが成立することになります。

そのため、労働者や消費者といった立場の弱い者を保護する観点から、一定の関係においては、法律によって**契約自由の原則の例外**が設けられています。



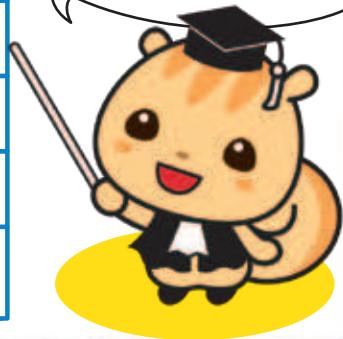
自分で選んでみよう!

3 自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!



商品に関する情報	大手家電量販店 「ホウムデンキ」	フリマサービスアプリ 「赤れんが」	クラスマイト 「タミオ」
販売価格	6万8000円(税込) 価格の10%ポイント還元	1万5000円(税込) 送料1500円	3万5000円
新品か 中古品か	新品	中古品 (1年間使用との説明あり)	中古品 (半年間使用との説明あり)
コントローラーの個数	1個	1個	2個
現物を確認できるか	確認可	確認不可 写真あり	確認可
支払方法	現金払い、クレジットカード払い、電子マネー各種対応	クレジットカード払い コンビニ払い	現金払い

選択肢はこの3つ
あなたなら
どれを選ぶかな?



あなたの目的や条件を整理しよう!!

1 すぐに必要か?

必要 そうでもない

2 価格はいくらまで?

円まで

3 新品か、中古品か?

新品 中古品

4 現物を確認したいか?

絶対したい しなくてもよい

5 支払方法は?

6 その他のこだわり

- だから、私は _____ を選ぶ
- 決め手は _____



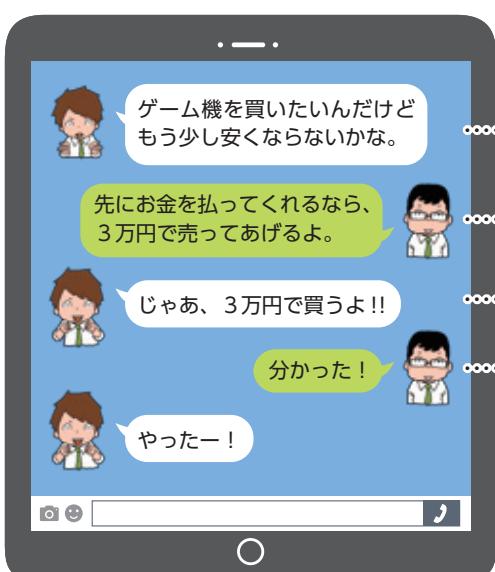
4 契約はいつ成立するんだろう？

お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。

原則として、口頭の約束でもよいとされています。



ツカサさんとタミオさんの間では、いつ「意思表示の合致」があったといえるかな？



僕とタミオさんの意思表示が合致したのは値下げについて合意した②の時点じゃないかな。

②の時点では、ツカサさんは「3万円でタミオさんのゲーム機を買う」とは言っていないよ。契約が成立したのは、ツカサさんが3万円でタミオさんのゲーム機を買うと言った③の時点じゃないかしら？



③の時点が、正解！！

①は契約を結ぶ前の交渉だね。
②でタミオさんがツカサさんに契約の申込みをし、
③でツカサさんがこれを承諾したことで、
二人の意思表示が合致したんだね！！



契約が成立したらどうなるの？

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



- ・代金の支払いを求める権利
 - ・ゲーム機を引き渡す義務
-
-
- ← ヒキワタ
・ゲーム機の引渡しを求める権利
 - ・代金を支払う義務
- 僕はタミオさんに対して、「ゲーム機の引渡しを求める権利」を手に入れるとともに、「代金を支払う義務」を負うのか！！
-
- ## column
- 口頭でも契約が成立するのに、どうして契約書を作るの？？
- 車や不動産の購入や継続的に通う英会話教室等の契約では、多くの場合、契約書を作成します。
- 契約書を作成するのは、契約内容を明確にし、合意した内容を確認できるようにするためです。
- ひとたび契約書を作ると、その契約書は、そこに書いてあるとおりの契約をしたことと示す大きな証拠になります。
- 後で契約をめぐってトラブルになるのを避けるためにも、契約書に書かれている内容を確認し、契約書の記載内容に納得できるかよく考えることが大事です。
- また、契約書は必ず保管しておきましょう。
- 無事
契約成立
だね！！
- 楽しみだなー！！
- GO!
-
- 5

5 契約の拘束力について学ぼう

契約した当事者は、契約した内容を守らなければなりません。

このように一度、契約が成立すると、拘束力が生じます。



ツカサさんはタミオさんにコントローラーをもう1個持ってくるよう求めることはできるでしょうか？



コントローラーは、2個の約束だよね。

そうだけど、見当たらいいんだよ…1個でも遊ぶことはできるから、問題ないでしょ？



タミオさん！
それは
違うよ!!



契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いに守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これらを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「**契約の拘束力**」といいます。

もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。



やっぱりタミオさんは
コントローラーを
もう1個持つてこない
といけないんだね!!

タミオさんは、契約
の内容を守らないと
いけないんだよ。



check

クーリング・オフ制度

キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。

詳しくは、『社会への扉』5~6ページ(消費者庁発行)を見てみよう！



消費者庁HP

column

引き渡された物に問題があったとき、何かできることはある??

① 売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うとき

→買主は売主に、**その物の修理や補充、新しい物との交換**を求めることができます。

② 売主が①の修理や補充、交換の請求に応じないとき

→買主は売主に、**代金の減額**を求めることができます。

③ 引き渡された物が完全に壊れていて修理ができないときなど

→買主は**契約を解除**(かいじょ)して、売主に代金の返金を求めることができます。

その他に、買主に損害が生じていたときは、その損害を金銭で賠償(ばいしあう)してもらえる場合があります。

※ 売主が物を引き渡さないときは、③と同様に買主は契約を解除して売主に代金の返金を求めるすることができます。

〔例〕



①ゲーム機を
修理してください

（又は、代わりのゲーム
機をください）



②代金を
減額してください



③契約を
解除します



買
主

6

トラブルが起きたら どうすればよいの？

自分でトラブルを解決できないときは、第三者の助けを借りることができます。

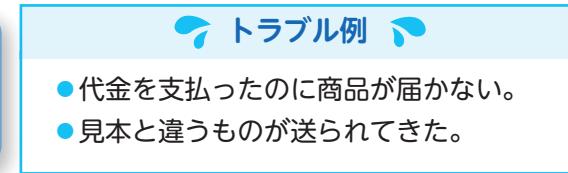
自分の権利を実現する方法を知っておきましょう。



契約の相方が自ら義務を果たさない場合、 どのような手段で解決すればよいでしょう？



相手が請求に応じないときは、どうしたらしいのかなあ。



話し合いで解決できることもありうる。
なんだか契約を結ぶのが不安だな。

裁判による紛争解決 (民事トラブルの場合)



裁判所が、当事者双方の主張を聞き、提出された書類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、**判決**によって紛争を解決します。

判決に至る前に、裁判所が間にに入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り合って解決内容を合意する**和解**もあります。

裁判以外の中立・ 公正な第三者による紛争解決(ADR)

*Alternative Dispute Resolution

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(**調停**)などがあります。

調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。



適正な手続で、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決することを**司法**というよ！



ひとりで悩まないで！
ここに連絡すれば**専門家**が
相談に乗ってくれるよ！

法的トラブルで悩んだときは

■ 法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし

0570-078374



法テラスHP

(IP電話からは：03-6745-5600)

お問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する情報を、電話やメールにより無料で提供します。

消費者トラブルなど、困ったことが起ったときは

■ 消費者ホットライン

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センター、消費生活相談窓口を案内します。相談窓口では、消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。



日本弁護士連合会HP



日本司法書士会連合会HP



日本司法書士会連合会HP



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン

法律の専門家に直接アクセスするなら

■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会

■ 司法書士総合相談センター

7 18歳からできること・ 20歳まではできないこと

成年年齢が18歳になっても、20歳まではできないことがあります。

18歳からできること、20歳まではできないことを確認しておきましょう！



成年年齢が18歳になつても20歳まではできないことがあるんだよ!!

お酒はまだ飲めないんだね。

[18歳からできること]

- 各種資格(公認会計士や司法書士など)の取得 ※取得できない資格もあります。
- 裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の審判 ほか
- 普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます。

[20歳まではできないこと]

- ✗ 喫煙
- ✗ 飲酒
- ✗ 公営ギャンブル ほか

X

ちゃんと確認してね!

※詳細は法務省民事局HP

注目! 2022年(令和4年)4月1日から 少年法も変わります!

18・19歳は…



刑事処分の範囲が拡大



実名報道が一部解禁

詳しくは
こちら!



※法務省刑事局HP

さいごに

契約について理解できたかな?
契約は私たちの身近なところにあって、
生活を豊かにしてくれるので。

成年になれば、自分の責任で契約を結ぶことになるから、よく考えて契約を結ぶようにするぞ!!

今までよりもっと自由にやりたいことを実現することができるようになるから、社会の中でいろいろなことに参加していきたいな。

そうだね！ 契約をするときは、今日勉強したことを思い出してね。

これまで勉強してきた契約も、契約をした当事者同士にとっては、守らなくちゃいけないルールの1つだよ。社会にはルールがたくさんあるけど、それは、いろいろな考え方や価値観を持った人々が一緒に生きていくために必要だからなんだ。
これからも、契約やルールについて勉強して、みんなで一緒に、誰もが尊重される自由で公正な社会をつくっていこう！



見て
ここも
ね！

